

公益財団法人福岡県女性財団の役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福岡県女性財団定款第13条第2項及び定款第27条第2項の規定に基づき、公益財団法人福岡県女性財団（以下「財団」という。）の役員等の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と顧問を併せて役員等という。

(費用弁償)

第3条 役員等（常勤の理事を除く。）が評議員会、理事会又は監事監査（以下「評議員会等」という。）に出席したとき並びにその他の職務のために出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項の評議員会等に出席したときの費用弁償の額は、別表に基づき住所地のある市町村ごとに定める額とし、その他の職務のために出張したときは、福岡県女性財団の役員等の報酬等に関する規程第9条第2項による旅費を支給する。

(支給方法)

第4条 費用弁償は、その都度、現金により支払う。ただし役員等から申出があったときは、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(委任)

第5条 この規程の運用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年11月25日から適用する。

別表（第3条第2項関係）

市 町 村 名	費用弁償額
春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、福岡市博多区、福岡市南区	2,000円
福岡市中央区、福岡市東区、福岡市城南区、福岡市早良区、福岡市西区、久留米市、柳川市、筑後市、大川市、小郡市、古賀市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町	3,000円
直方市、飯塚市、田川市、八女市、宗像市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町	4,000円
北九州市小倉北区、北九州市小倉南区、北九州市八幡西区、北九州市八幡東区、北九州市戸畑区、北九州市若松区、北九州市門司区、大牟田市、中間市、鞍手町、東峰村、香春町、添田町、糸田町、川崎町、福智町、大任町、赤村	5,000円
行橋市、苅田町、みやこ町、豊前市、吉富町、上毛町、築上町	8,000円